

2013年(人)第13号 人権救済申立事件

2015(平成27)年11月25日

埼玉県知事

上田 清司 殿

埼玉弁護士会会长 石河秀夫

決 定 書
(警 告)

当会は、頭書事件について、貴県に対し、以下のとおり決定した。

第1 主 文

貴県は、申立人に対し、(i)申立人の財務状況の悪化と(ii)拉致問題の未解決という理由から、2010(平成22)年度より私立学校運営費補助金の交付を凍結ないし不支給としているところ、(i)の理由に関しては、既に申立人において解消されており、(ii)の理由に関しては、人種、民族、世系、国籍による区別であつて憲法14条1項後段の列挙事由に基づく差別と言うべきものである。とりわけ、「拉致問題等の未解決」を理由として申立人への私立学校運営補助金の支給を凍結していること自体が、積極的に差別を助長しかねない極めて重大な人権侵害と言わざるを得ない。

また、貴県の行為の結果、申立人の教育の権利(憲法13条、23条、26条)及び申立人に通う児童・生徒の教育を受ける権利や学習権(憲法26条)への制約が生じており、とりわけ児童・生徒の教育を受ける権利が、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(13条1項)、子どもの権利条約(同条約2条1項、28条1項a, b, 29条1項c等)、

世界人権宣言（同宣言26条）及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（第5条(e)(v)）等各國際条約上も全ての者に保障されるべき旨を定める重要なものであることに鑑みれば、本件は、結果においても極めて重要な問題を生じさせている。

よって、当会は、貴県に対し、申立人に対する補助金の不支給という人権侵犯を直ちに止めると共に、申立人の権利を回復する適切な措置をとるよう警告する。

第2 理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上